

令和5年度

教育委員会事務事業点検及び
評価報告書

基山町教育委員会

目 次

ページ

I	教育委員会の事務事業の点検及び評価制度	1
II	教育委員会の概要	2
	(1) 目的	2
	(2) 仕組	2
	(3) 定数及び委員	2
III	教育委員会会議及び教育委員の活動	3
	(1) 令和5年度の教育委員会の会議開催状況	3
	(2) 令和5年度の教育委員活動実績	5
IV	評価の方法	6
	(1) 施策の目標	6
	(2) 取組の成果と課題	6
	(3) 自己評価	6
	(4) 課題解決に向けた今後の方向性	6
	(5) 点検及び評価に関する意見	6
V	主要施策の評価	7
	1 「生きる力」を育む学校教育の推進と教育環境の充実	8
	2 豊かな文化遺産・伝統文化の保存と継承	13
	3 オール基山で子供を育む教育の推進	15
	令和5年度教育委員会事務事業評価 一覧	17
	令和5年度基山町教育委員会事務事業点検及び評価に関する有識者会議における意見書	23

I 教育委員会の事務事業の点検及び評価制度

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条により、教育委員会は、毎年、教育に関する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成・公表することが義務付けられています。

そこで、基山町教育委員会では、各年度の教育方針として作成している「基山町教育プラン」の中から、教育委員会が主として取り組んだ具体的重点目標及び取組事項について、成果や課題を洗い出し、さらに、基山町教育委員会評価委員会を設置して、教育委員会事務事業の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うこととしています。

評価委員会の中で学識を有する各評価委員の方々から様々なご意見をいただきながら、教育委員会事務事業の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行いました。

今回、その結果を「教育委員会事務事業の点検及び評価報告書」にまとめ、議会に提出するとともに、基山町ホームページにおいて公表を行うこととし、町民の皆様への説明責任も果たすこととしております。

この点検及び評価の実施を通して得られた施策・事業の効果や成果をこれからの取組等に生かし、また、課題については改善を図りながら、教育施策の着実な推進に役立ててまいりたいと考えています。

(参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

Ⅱ 教育委員会の概要

(1) 目的

教育委員会は、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興を図るため、地域の意向を反映した教育行政を実現することを目的としています。

(2) 仕組

- ① 教育行政の推進や文化財の保存・活用等に関する事務を担当する機関として設置されます。
- ② 教育委員会は、首長から独立した行政機関として位置付けられます。
- ③ 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体的事務を執行します。
- ④ 教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命され、任期は4年です。また、再任されることができます。
- ⑤ 教育長は、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命されます。任期は3年です。

(3) 定数及び委員

- ① 教育委員の定数は4名
- ② 教育長及び教育委員は次のとおりです。

(令和6年3月31日時点)

職 名	氏 名	任 期
教 育 長	柴 田 昌 範	自 令和4年10月1日 至 令和7年9月30日
委 員	田 口 英 信	自 令和2年10月14日 至 令和6年10月13日
委 員	福 永 真 理 子	自 令和5年5月14日 至 令和9年5月13日
委 員	津 川 典 善	自 令和3年4月20日 至 令和7年4月19日
委 員	天 野 雪 子	自 令和2年12月15日 至 令和5年12月31日
委 員	秋 吉 奈 穂	自 令和6年1月1日 至 令和9年12月31日

Ⅲ 教育委員会会議及び教育委員の活動

(1) 令和5年度の教育委員会の会議開催状況

教育委員会の会議は、毎月1回の定例会及び必要に応じて臨時会が開催されます。

令和5年度中の定例会の開催状況及び定例会で審議された議案は、次のとおりです。

委員会名	期日	議案番号	議案名	結果
4月定例会	R5.4.24	第1号議案	令和5年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について	承認
		第2号議案	学校運営協議会委員の委嘱について	可決
		第3号議案	令和5年度部活動指導員の派遣について	可決
		第4号議案	基山小学校宿泊行事について	可決
		第5号議案	いじめ問題対策委員の委嘱について	可決
5月定例会	R5.5.23	第6号議案	要保護及び準要保護児童・生徒の追加認定について	承認
		第7号議案	基山町立図書館協議会委員の委嘱について	可決
6月定例会	R5.6.20	第8号議案	要保護及び準要保護児童・生徒の追加認定について	承認
7月定例会	R5.7.24	第9号議案	要保護及び準要保護児童・生徒の追加認定について	承認
		第10号議案	令和4年度教育委員会 事務事業評価 評価シートについて	可決
8月定例会	R5.8.18	第11号議案	基山中学校第3学年修学旅行実施計画書について	可決
		第12号議案	基山中学校第1学年宿泊訓練実施計画書について	可決
		第13号議案	令和4年度教育委員会 事務事業点検・評価報告書について	可決
		第14号議案	令和6年度以降使用教科用図書の採択について(小学校用)	可決
9月定例会	R5.9.28	第15号議案	要保護及び準要保護児童・生徒の追加認定について	承認
10月定例会	R5.10.23	第16号議案	宿泊を伴う学校行事の承認について(基山小学校第6学年 修学旅行)	承認
11月定例会	R5.11.28	第17号議案	要保護及び準要保護児童・生徒の追加認定について	承認
		第18号議案	基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	可決
		第19号議案	基山町放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則について	可決
12月定例会	R5.12.22	議案なし		

1 月定例会	R6.1.22	第20号議案	要保護及び準要保護児童・生徒の追加認定について	承認
2 月定例会	R6.2.19	第21号議案	要保護及び準要保護児童・生徒の追加認定について	承認
	R6.2.19	第22号議案	令和 6 年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について	承認
3 月定例会	R6.3.29	第23号議案	令和 6 年度要保護及び準要保護児童・生徒の追加認定について	承認

(2) 令和5年度の教育委員活動実績

令和5年4月から令和6年3月までの各種行事への教育長及び教育委員の参加状況は、次のとおりです。

No.	期 日	行 事 名	場 所
1	R5.4.11	基山中学校入学式	基山中学校
2	R5.4.12	基山小学校・若基小学校 入学式	基山小学校 若基小学校
3	R5.4.14	佐賀県教育委員会・市町教育委員会協働会議	グランデはがくれ
4	R5.4.28	佐賀県市町教育長会連合会総会・研修会	グランデはがくれ
5	R5.5.15～16	全国町村教育長会総会・研修会	東京都
6	R5.5.27	基山中学校 体育大会	基山中学校
7	R5.6.28	若基小学校訪問	若基小学校
8	R5.6.30	県市町教育委員会連合会定期総会・研修会	グランデはがくれ
9	R5.7.12	基山小学校訪問	基山小学校
10	R5.7.24	第1回基山町総合教育会議	基山町役場
12	R5.7.26	基山町教育委員会初任者研修会	基山町役場
13	R5.8.3	令和4年度教育委員会事務事業評価 有識者会議	基山町役場
14	R5.8.3	九州市町教育委員会研修大会	佐賀市文化会館
15	R5.8.10	県・市町教育長地区別意見交換会	佐賀県市町会館
16	R5.8.30	県・市町教育長意見交換会	佐賀市
17	R5.8.30	市町教育長・県教委意見交換会	佐賀市
18	R5.9.21	全国 ICT 教育首長協議会 GIGA 対応スクールオ ンライン研修会	オンライン
19	R5.9.22	PTA との意見交換会	基山町役場
20	R5.9.28	第2回基山町総合教育会議	基山町役場
22	R5.10.11	基山中学校訪問	基山中学校
23	R5.10.27	県市町教育長連合会秋季総会・研修会	グランデはがくれ
24	R5.11.20	佐賀県 ICT 活用協議会	佐賀県庁
25	R6.3.8	基山中学校卒業証書授与式	基山中学校
26	R6.3.15	基山小学校・若基小学校卒業証書授与式	基山小学校 若基小学校

IV 評価の方法

(1) 施策の目標

施策の目標には何のために当該施策を行うのか、どのように行うのかを記入しています。

(2) 取組の成果と課題

ねらいや目標達成のためにどのような取組を行ったか、その結果どのような成果があったかを記入しています。

(3) 自己評価

- ① 必要性 現在の町民ニーズや社会経済情勢に照らして、事業の必要性があるかどうか、状況の変化に対応しているかどうかを評価します。
- ② 有効性 教育施策や運営方針にどの程度寄与しているかを評価します。
- ③ 目標達成度 目標の達成状況を評価します。
- ④ 総合評価

①から③の各評価項目を勘案し、次の4段階の総合評価を行います。

A	ねらいや目標は、十分達成された。
B	ねらいや目標は、ほぼ達成された。
C	ねらいや目標は、十分には達成できなかった。
D	ねらいや目標は、まったく達成できなかった。

(4) 課題解決に向けた今後の方向性

今後の課題や問題点などについて、課題や問題点を明確にします。

(5) 点検及び評価に関する意見

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に、事務事業の点検及び評価を行うに際し、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする規定されていることから、次の方に意見をいただきました。

氏 名	備 考 (主なもの) (敬称略)
園木 春義	基山の歴史と文化を語り継ぐ会 理事長
寺崎 貴公	基山町青少年育成町民会議 会長
天野 雪子	元基山町教育委員

V 主要施策の評価

「令和5年度基山町教育プラン」から教育委員会関係の重点目標に対する評価

1 「生きる力」を育む学校教育の推進と教育環境の充実

- (1) 確かな学力を育む教育の推進
- (2) 豊かな心を育む教育の推進
- (3) 健やかな体を育む教育の推進
- (4) 多様なニーズに応じた教育の推進
- (5) 教育を支える人材と環境の整備

2 豊かな文化遺産・伝統文化の保存と継承

- (1) 文化遺産・伝統文化の保存と継承
- (2) 文化財の活用と魅力発信

3 オール基山で子供を育む教育の推進

- (1) 感動体験・成功体験を積む教育の推進
- (2) きやま式伴走型支援の強化
- (3) 防災・防犯・交通安全の意識の向上

I 「生きる力」を育む学校教育の推進と教育環境の充実

(1) 確かな学力を育む教育の推進

指導方法の工夫・改善や教材・教具等の工夫などに取り組むことで学力向上をめざしていきます。また、教育の更なる質の向上に向け、授業の検証・改善を行うとともに、ICT利活用教育を推進していきます。特にタブレット端末の活用で、一人一人の特徴や実態に応じて学習課題や教材に取り組ませるなどして、「個別最適な学び」や「協働的な学び」が実現できるように努めていきます。

事業方針及び成果	以下の4つの取組方針に沿って事業を実施した。 ①小中一貫教育の充実等による学力の向上 ②学習意欲の向上や学習習慣の形成の取組 ③学校と家庭との連携強化 ④一人一台端末の積極的な活用 ・小中一貫教育の取組として、基山町3校の研究授業を互いに参観し合い、小・小及び小・中の連携を図ることができた。 ・中学校の放課後補充学習では、2つのコースから生徒の学力に合ったコースを選んで参加してもらい、参加者の中学校内容の基礎・基本の定着を目指した。 ・家庭学習がんばろう週間を実施し、学校と家庭との連携強化を図った。 ・一人一台端末の利用について、Googleworkspace for Education のClassroomを活用し協働学習を深めることができた。また、春休みを除く長期休業中に持ち帰り学習を実施し、デジタルドリルを中心に活用した。
総合評価	A

課題解決に向けた今後の方向性	・学力調査結果については、分析方法や授業改善方法を校内研究で検証し、より効果がある方法を実施していく。 ・無料塾「マナビバ」は、実施主体である団体の実施状況が把握できにくくなっている。今後の関わり方について再度検討していく。 ・一人一台端末について、長期休業中の利用については定着してきたが、日常の授業での活用をより促進したい。教職員向けに定期的に研修等を実施し、通常授業時での活用頻度をさらに上げていく。
----------------	--

(2) 豊かな心を育む教育の推進

道徳教育や生徒指導を充実させるなど、教育活動全体を通して、児童生徒の豊かな心の育成に取り組んでいきます。また、今後グローバル化が進展する中で、様々な人々と相互に尊重しながら生きることや、社会の一員として自分に出来ること、自分がすべきことについて考えたり実践したり体験活動を行ったりすることで、心豊かな人材を育成

していきます。

さらに、各学校で教育目標や運営方針の中に人権教育のねらいを位置付け、すべての教職員で共通理解を図っていき、児童生徒に人権意識を高める取組を行っていきます。

事業方針及び成果	以下の6つの取組方針に沿って事業を実施した。 ①道徳教育、人権・同和教育を含む学校教育全体での心の教育の充実 ②勤労生産、体験活動等で豊かな心を育む教育の推進 ③いじめ問題の未然防止や早期発見・早期対応 ④キャリア教育の推進 ⑤人権の尊重及び多様性を認め合う学びや体験の推進 ⑥SDGs、環境問題等の地球規模の課題への理解の促進 ・道徳教育について、初任者研修における道徳の研究授業を参観し、授業改善に向けて協議した。また、人権・同和に関する研修会に全教職員が参加した。 ・お茶摘み、米作り、福祉の学習など地域の人材を広く活用した体験型の学習を実施できた。 ・毎月、児童生徒対象の生活アンケートを実施した。また、いじめの有無について把握するため、児童生徒だけでなくその保護者も対象として、年2回いじめに関するアンケートを行った。 ・不登校の問題に対しては、不登校加配教員の家庭訪問や教育相談部を中心に児童生徒及び家庭への支援を行った。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど関係機関を介して学校と家庭が連携し、不登校の未然防止に取り組んだ。また、発達障害等の特性を早期発見し、適切な支援を受ける体制を構築した。 ・9月13日から15日の期間で、43の事業所において職場体験学習を実施し、中学2年生111名が参加した。 ・SDGsへの理解を高め理科、社会科、総合的な学習の時間で環境教育等を実施した。
総合評価	A

課題解決に向けた今後の方向性	・職場体験学習の継続した実施に向け、協力していただける事業所の新規開発を行っていく。 ・各学校の一人当たりの貸出冊数を促進できるよう、学校図書館の環境改善に努める。
----------------	--

(3) 健やかな体を育む教育の推進

生涯にわたってたくましく健やかに生きるためには、運動の楽しさや特性に触れ、小学生の頃から運動の習慣化を図ることが大切です。また、感染症、アレルギー疾患、性に関する問題等、学校だけでは解決できない現代的な健康課題に対応していくためには、家庭と連携した指導の充実を図る必要があります。

さらに児童生徒が食の大切さを理解し、望ましい食習慣の形成ができるように、給食

時間だけでなく、教育活動全体を通して食育を推進する必要があります。

事業方針及び成果	以下の5つの取組方針に沿って事業を実施した。 ①体力・運動能力の向上の支援及び学校体育の充実 ②中学校運動部活動の改革の推進 ③健康教育への意識を高める取組及び保健管理、保健教育等の充実 ④安心・安全でおいしい給食の提供 ⑤家庭や地域との関わりを意識した食育の取組の推進 ・運動習慣の定着を図るため、昼休みの外遊びや、雨の日の体育館での遊びを推奨し、児童の運動習慣の推進を図った。 ・基山町少年スポーツ育成協議会へ業務委託を行い、基山中学校所属の部活動4団体、社会体育クラブ連携型部活動1団体に対し、部活動活動外の活動を支援した。 ・各学校において、フッ化物洗口を実施した。また、令和5年度より、歯科衛生士によるフッ化物洗口指導を実施した。 ・栄養教諭の配置が令和5年度から2名となった。食生活アンケートを行い、児童生徒の食生活の実態を把握するなど、生活習慣病の防止教育をより細かく実施ができた。 ・安心・安全でおいしい給食の提供に努めた。給食食材費の価格高騰を受け、高騰価格分の食材費（3校合計で4,224,000円）を補助した。 ・学校給食において家庭や地域との関わりを意識した食育の取組を推進するため、「給食だより」と「食育だより」の発行を毎月行った。また、令和5年度よりホームページでの公開を開始した。
総合評価	A

課題解決に向けた今後の方向性	・部活動の地域移行について、地域指導者の確保や、指導者の謝金・保険料負担、活動場所の問題等、課題は多くある。体制が整った部活動から順次、地域移行を進め、その他の部活動へ拡大していく。 ・食物アレルギー児童生徒へのアレルギー対応について、対応食品数、人数が増加し、複雑化している。アレルギー対応事故を防ぐための対応（マニュアルや対応食品数の見直し等）を検討していく必要がある。
----------------	---

（４） 多様なニーズに応じた教育の推進

特別な支援を必要とする児童生徒の増加等に対応し、一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援を行い、特別支援教育の更なる充実を図ります。

また、グローバル化が急速に進んでいることから、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力を備えたこれからの時代を生きぬく人材の育成に努めていきます。環境問題についても身近で大切なことと捉え、その解決方法を自ら考え、行動できる人材育成をめざします。一方で、国際化が進み、日本語指導を必要とする児童生

徒も増えてきていることから、その対応も行っていきます。

また、子供たちを取り巻く環境や課題は複雑化・多様化しており、不登校の児童生徒数も年々、増加の傾向にあります。不登校への対応にあたっては、児童生徒一人一人やその保護者に寄り添った支援が大切であり、家庭や地域、関係機関等と連携しながら支援していく必要があります。

事業方針及び成果	以下の4つの取組方針に沿って事業を実施した。 ①特別支援教育の充実 ②グローバル社会に対応できる人材の育成及び国際理解教育の充実 ③国際化の進展による日本語指導を必要とする児童生徒への対応 ④不登校児童生徒及び家庭への支援強化 ・通級指導教室での指導について、教室を移設する等の環境整備を行うとともに、個に応じた細やかな指導を行うことができた。利用者数 35 名、うち若基小 5 名。 ・町内の小中学生の英語力の向上のため、小中学校に外国人の ALT（外国語指導助手）を小学校（2 校合計）177 日、中学校 140 日派遣した。 ・帰国子女や外国籍の児童生徒に対して特別な教育課程を編成し、基山小 1 名、若基小 2 名の日本語指導を行った。 ・不登校の児童生徒へのきめ細かな支援のため、加配教員が教育相談部会を運営するほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連絡調整を行った。また、基山町教育支援センター「まいるーむ」に常時支援員を配置し、不登校児童生徒の見守りを行った。
総合評価	A

課題解決に向けた今後の方向性	・若基小は基山小の指導者が巡回指導することで通級指導教室を実施しているが、年々両校の通級希望者が増加しているので、若基小に通級指導教室が新設できないか、検討する必要がある。また、中学校においても学びの場の 1 つとして、通級指導教室開設が必要である。 ・今後も日本語指導が必要な帰国子女や外国籍の児童生徒の増加が見込まれるため、指導者の確保が課題である。
----------------	---

（５） 教育を支える人材と環境の整備

学校が、児童生徒にとって楽しく学び、安心して生活できる場となるよう安心・安全で質の高い環境づくりを行うことが必要です。そのため、施設・設備の必要な整備を行うとともに人的配置についても適切に対応していきます。

また、学校に対する多様なニーズや部活動等で教職員に過重な負担がかかっている部分については、今後、質の高い学校教育を持続、発展させるために見直しの必要な部分がないかを見極めるなどして、働き方改革を進める必要があります。

さらに、地域とともにある学校づくりを進めるため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を核とした学校と地域の連携・協働を図っていきます。

事業方針及び成果	以下の6つの取組方針に沿って事業を実施した。 ①学校施設・設備の充実や学習環境の整備 ②危機管理能力、危険予測能力、危機回避能力等の向上を図る取組 ③地域とともにある学校づくりの推進 ④学校規模の適正化に関する周知等の徹底 ⑤教職員の多忙化問題の解消 ⑥就学援助制度や育英資金等の周知徹底 ・基山小学校の児童の増加に伴う教室不足を解消するため、2階建校舎（1階特別支援学級4クラス、2階多目的教室）の増築を行った。事業費196,900千円。また、基山中学校の特別支援学級の増加に伴い、エアコンを増設した。事業費6,050千円。 ・各学校で年に1回、教職員全員参加による、不審者対応の避難訓練を実施し、危機管理意識の育成を図った。 ・学校運営協議会を基山小3回、若基小4回、基山中3回実施した。協議会で提案された活動を行うほか、CSだよりを発行した。 ・町内の各園の年長児に小規模特認校制度についてのチラシを6回配布した。令和6年度入学新入学生のうち、9名の制度利用につながった。 ・教職員の多忙化を解消するため、下校時刻等の見直しの検討と業務時間外電話の自動応答を実施した。令和6年度に向け下校時間を見直し、試行した。電話対応については、5月より各学校に対応時間を設定した。業務時間外は自動応答へと切り替えることにより、教職員の業務改善に効果がみられた。 ・就学援助や育英資金等の教育委員会からの情報をまとめた、「きやま子育てガイドブック豆本」の作成、配布を行った。また、育英資金については、制度の見直しを行い、令和6年4月認定の申込みが6名と大幅に増加した。
総合評価	A

課題解決に向けた今後の方向性	・小規模特認校制度については、徐々に制度利用者が増えているが、年度によって、若基小学校区の児童数に差があるため、若基小学校の学級数が安定的に各学年2クラス以上にできる方法を検討する必要がある。
----------------	---

Ⅱ 豊かな文化遺産・伝統文化の保存と継承

(1) 文化遺産・伝統文化の保存と継承

文化遺産とは、町民が未来へ伝えていきたいモノやコトなどを指します。文化遺産には、特別史跡基肄城跡や千塔山遺跡出土青銅製鋤先などの文化財、御神幸祭や園部くんち、どんど焼きなどの伝統文化、各地域に残る民間行事や建造物なども含みます。これらの文化遺産を再発見・再認識し、後世に継承します。また、町の歴史や文化遺産等を子供たちに伝えていくことで、ふるさと基山を誇りに思い、愛する児童生徒の育成に努めます。

事業方針及び成果	以下の4つの取組方針に沿って事業を実施した。 ①文化遺産の調査・研究及び適切な保存活用 ②学ぶ機会の創出 ③伝統芸能や地域の祭事継承のための担い手育成等 ④地域人材の活用と町民活動への支援 ・基肄城跡保存整備基本計画に基づき、「基本計画」において設定した前期整備地区（前期計画-1）である「南門跡地区、山頂地区、遊歩道（3地区）」の基本設計を策定した。 ・基山町歴史的風致維持向上計画に基づき、基山や基肄城跡の歴史的風致を向上させるために、令和4年に指定した天智天皇欽仰之碑（歴史的風致形成建造物）の調査を1件進めた。また、民俗芸能の維持継承のため民俗芸能保存会への補助、歴史的風致の根拠情報取得のための梁井家文書の調査、長崎街道沿いの保存修理・修景ガイドライン作成のために木山口町まちづくり協議会への助成などを実施した。 ・基肄城跡マップ(3,000部)、きやまの古文書2リーフレットを(1,000部)作成し、役場、町立図書館等に配架した。 ・文化遺産を学び親しみながら次世代へ伝えていくため、12月10日開催の第7回きやま創作劇「この道は」について、所管課であるまちづくり課と連携し支援を行った。小学生4名、中学生13名がキャストとして参画し、観客数は868人を数えた。
総合評価	A

課題解決に向けた今後の方向性	・文化財調査の成果に関する報告書の作成については、発掘調査後、速やかに調査成果を報告書として公開できるよう、効率的な調査情報の取得・整理・管理をシステムティックにできる指針を作成し、それに基づく報告書作成を行っていく必要がある。 ・「御神幸祭」「園部くんち」など基山町内の民俗文化財について、町民への周知活動が十分でないため、今後広報に努めていく。
----------------	--

(2) 文化財の活用と魅力発信

町の史跡や文化財の魅力について全世代に分かりやすく情報を発信するとともに日本遺産への登録を契機に佐賀県や他の自治体とも連携・協力をして、広く周知を図って

いきます。特に特別史跡「基肄城跡」の知名度向上に努めます。

また、歴史的風致維持向上計画に基づき、魅力と活力ある未来を創造していきます。

事業方針及び成果	以下の4つの取組方針に沿って事業を実施した。 ①基肄城跡の魅力発信 ②登山道整備や看板設置等の環境整備 ③県や近隣自治体との連携強化 ④文化財、地域人材等を生かしたまちづくりの推進 ・基山町ホームページで、基肄城までの登山・登城や古写真の募集などの記事や基肄城跡ハイキング募集記事などの更新を行うとともに豪雨災害に伴う危険箇所について17件の掲示を行った。 ・基肄城跡の周遊性を向上させるため、基肄城の遊歩道の分岐点を中心に仮設の案内看板を15箇所設置するとともに、大礎石群、南水門石墨の散策環境改善を民間団体と連携し適宜行った。 ・天智天皇欽仰之碑等顕彰建造物竣工90年並びに特別史跡指定70年を記念し、町内の小中学生のほか一般町民にも広げ、基肄城絵はがきコンクールを実施し、応募総数1,329点を数える応募があった。 ・文化財等を利活用したまちづくりを推進するため、天智天皇欽仰之碑調査報告書を作成した。また、欽仰之碑等90年事業として、町立図書館にて企画展示1回、基肄城ハイキング2回（参加者計89名）を実施した。
総合評価	A

課題解決に向けた今後の方向性	・基肄城跡の散策環境改善について、伐採木の放置など、官民による統一した史跡環境改善のための手入れが行われておらず、統一的な手入れに対する仕組み・ルールづくりが求められる。 ・木山口の修理・修景ガイドラインを広く周知するための作業を行い、修理・修景事業実施者を増やし、実践例を増やすことで効果拡大を図る必要がある。
----------------	--

Ⅲ オール基山で子供を育む教育の推進

(1) 感動体験・成功体験を積む教育の推進

子供たちが社会との関わりを自覚しながら、自ら感じ学びとる力を育成していくために、家庭、学校、地域住民、関係機関等が連携協力していく必要があります。子供たちが様々な体験を積み、また、自らの目標や課題を設定し、それに向かって主体的に行動できるように地域が一丸となって支える体制を構築していきます。

事業方針及び成果	以下の1つの取組方針に沿って事業を実施した。
	①多様な体験活動の推進による感動体験・成功体験の育成 ・子供たちの多様な体験活動を推進するため、学校運営協議会等の協力も得ながら、地域の人材を活用した、米作りや職場体験、お茶摘み体験等の体験学習を実施した。
総合評価	A

課題解決に向けた今後の方向性	お茶摘み体験は令和5年度をもって終了する。その他の体験学習は継続ができるよう、学校運営協議会の協力を得ながら、地域の方への協力をお願いしていく。
----------------	--

(2) きやま式伴走型支援の強化

家庭、幼児教育・保育施設、学校、地域、子育て世代包括支援センター、専門機関等と連携して、子供や子育て世帯に伴走し寄り添いながら継続的に関わり、つながりや信頼関係を築いていきます。また、潜在的な支援ニーズの把握に努め、「支援を届ける」姿勢で積極的に関わっていくことを心がけていきます。

事業方針及び成果	以下の1つの取組方針に沿って事業を実施した。
	①関係各課及び児童相談所や医療機関等と連携の強化による支援の充実 ・特別な支援を必要とする児童生徒の情報を関係各課で共有し、子育て世代包括支援センターと連携してケース会議を随時実施した。
総合評価	A

課題解決に向けた今後の方向性	・福祉関連の課題（ヤングケアラー等）を周知し、多様な課題を早期に発見するため、関係各課、他機関との連携を強化する必要がある。 ・4月の家庭訪問がなくなり、家庭環境の把握が難しくなっているので、スクールソーシャルワーカー等との連携をより強化していく。
----------------	---

(3) 防災・防犯・交通安全の意識の向上

安心・安全なまちの環境づくりに向けて、日頃から防災意識の向上や見守り隊の活動促進、交通安全指導員の組織強化等を図り、地域一体となった防犯、防災等の取組を推進していきます。

事業方針及び成果	以下の2つの取組方針に沿って事業を実施した。 ①通学路点検等を適宜実施と交通教室等による指導の充実 ②大規模自然災害や未知の感染症等に備えた防災教育等の充実 ・住民課、教育学習課、建設課、学校、PTA、警察、地域住民と合同で、7月に基山小校区4箇所、若基小校区3箇所で通学路点検を実施した。 ・年間を通して感染症等に備えた予防対策及び保健指導を行った。また、5月からの新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い、衛生マニュアルを見直し、対策の変更を行った。
総合評価	A
課題解決に向けた今後の方向性	・交通安全教室の実施について、歩行練習や交通講話などを行ったが、自転車の乗り方についても今後実施を検討する必要がある。

令和5年度教育委員会事務事業評価 一覧

事業 番号	項目	施策の展開	取組方針	事業名	R5 評価	施策 評価	総合 評価
1	Ⅰ.「生きる力」を 育む学校教育の 推進と教育環境 の充実	(1)確かな学力 を育む教育の 推進	小中一貫教育の充実等による 学力の向上	全国学力学習状況調査及び佐賀県学習状 況調査結果の公表	A	A	A
2				各学校の学力調査結果の分析及び学力向 上対策取組方針の策定等	A		
3				研究授業や小中一貫教育の研修会の実施 による指導力の向上	A		
4				家庭学習習慣の定着を目指す小中一貫教 育による取組	A		
5			学習意欲の向上や学習習慣の 形成の取組	小学校放課後補充学習事業の実施	A	A	
6				中学校での放課後補充学習の実施	A		
7				NPO法人マナビバと連携した無料塾の提 供	B		
8				「子どもの居場所づくり教室」の継続的開催	A		
9			学校と家庭との連携強化	家庭学習の「習慣化」を図るための宿題等 の工夫	A	A	
10				家庭学習の手引きの活用と家庭学習の強 化週間の設定	A		
11			一人一台端末の積極的な活用	一人一台端末へのドリル学習ソフトの導入 とその積極的な活用	B	A	
12				一人一台端末やICT機器を使った共有の実 践	B		
13				長期休業中の持ち帰り学習の実施と日常の 持ち帰り学習の試行	A		
14				教職員のタブレット端末スキルアップ研修の 実施	A		
15		(2)豊かな心を 育む教育の推 進	道徳教育、人権・同和教育を含 む学校教育全体での心の教育 の充実	「特別の教科道徳」の授業で「考え、議論す る」道徳の推進	A	A	
16				教職員を対象とした、人権意識の向上のた めの人権・同和教育に関する研修会に年1 回以上の参加	A		
17			勤労生産、体験活動等で豊か な心を育む教育の推進	総合的な学習体験(米づくり、しめ縄づくり、 職業体験、車いす体験、手話講座、キッズ 認知症サポーター養成講座等)の実施	A	A	
18			いじめ問題の未然防止や早期 発見・早期対応	「いじめは人間として絶対に許されない」とい う意識の徹底	A	A	
19				アンケート実施等によるいじめの発生等につ いてきめ細かな状況把握の実施	A		
20				スクールカウンセラーや教育相談担当など 学校内の連携及び組織体制の構築	A		

事業 番号	項目	施策の展開	取組方針	事業名	R5 評価	施策 評価	総合 評価
21	I.「生きる力」を 育む学校教育の 推進と教育環境 の充実	(2)豊かな心を 育む教育の推 進	いじめ問題の未然防止や早期 発見・早期対応	保護者や関係機関との連携による早期解決 へ向けての取組の実施	A	A	A
22			キャリア教育の推進	地域との連携・協力による中学校における 職場体験学習の実施	A		
23				各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別 活動など学校の教育活動全体をととした社 会的、職業的自立に必要な基盤となる能 力、態度の育成	A		
24			人権の尊重及び多様性を認め 合う学びや体験の推進	各学校での人権週間や人権集会の実施	A	A	
25				子供たちの発達段階に応じ、多様な考え方 や生き方があることを知らせるための読書の 推奨	A		
26				「特別の教科道徳」及び各教科で知性や感 性を高め、豊かな創造力や読解力、思考 力、表現力を育む教育の推進	A		
27			SDGs、環境問題等の地球規模 の課題への理解の促進	SDGsへの理解を高め、理科、社会科、総合 的な学習の時間などを使った環境教育等の 実施	A	A	
28				ごみの減量化、節電、リサイクル等の意識 の高揚と実践	A		
29		(3)健やかな体 を育む教育の 推進	体力・運動能力の向上の支援 及び学校体育の充実	体力テスト結果から体力に関する実態の把握	A	A	A
30				体育の授業の改善や運動習慣の定着を図 るための取組の実施	A		
31			中学校運動部活動の改革の推 進	まちづくり課との連携による地域への移行 の検討	A	A	
32				部活動指導員、外部指導者、外部コーチ等 の地域人材の拡充の検討	A		
33			健康教育への意識を高める取 組及び保健管理、保健教育等 の充実	歯と口の健康づくりのためのフッ化物洗口、 給食後の歯磨き等の実践	A	A	
34				外部講師を活用した薬物等乱用防止教室 や防煙教室等の実施	A		
35				学級活動の時間等を使った食生活の乱れ・ 運動不足・生活習慣の乱れ等による生活習 慣病の防止教育の実施	A		
36			安心・安全でおいしい給食の提 供	栄養のバランスを考えた献立の提供	A	A	
37				食物アレルギー児童生徒へのアレルギー対 応食の提供	A		
38				保護者等に給食への理解や関心を高める ための給食試食会の実施	A		

事業 番号	項目	施策の展開	取組方針	事業名	R5 評価	施策 評価	総合 評価		
39	Ⅰ.「生きる力」を 育む学校教育の 推進と教育環境 の充実	(3)健やかな体 を育む教育の 推進	家庭や地域との関わりを意識し た食育の取組の推進	給食便りの配布や家庭と連携した食育の取組	A	A	A		
40				学級活動や給食週間をととして学校給食の 意義や役割について理解させる取組	A				
41				保護者、地域住民の方に給食への理解と関 心を高める取組	A				
42				食料の生産等に当たる人々への感謝や生 産者の努力を身近に理解することができる 地元食材を使った給食の提供	A				
43		(4)多様なニ－ズ に応じた教 育の推進	特別支援教育の充実	特別支援学級支援員の確保及び専門性を 高める研修会の実施	B	A		A	
44				特別支援学級及び通級指導教室での指導 の充実のため巡回指導等の実施	A				
45				指導主事による教育課程の編成等や環境 整備への指導・助言	A				
46			グローバル社会に対応できる人 材の育成及び国際理解教育の 充実	ALTを活用した教育活動の推進	A	A			
47				英語検定補助金制度を利用した受験の推 奨	B				
48				小学校英語専科配置による英語教育の推 進	A				
49				オンライン環境を生かしたコミュニケーション 活動の実施	B				
50			国際化の進展による日本語指 導を必要とする児童生徒への 対応	日本語の個別指導を必要とする児童生徒へ の特別非常勤講師による個別支援の実施	A	A			
51			不登校児童生徒及び家庭への 支援強化	別室における学校生活支援体制の充実(基 山中学校)	A	A			
52				加配教員(基山中学校)及び教育支援セン ター「まいるーむ」支援員による不登校子供 たちへのきめ細かな支援の実施	A				
53				不登校児童生徒への一人一台端末を活用 した学習支援	B				
54			(5)教育を支え る人材と環境 の整備	学校施設・設備の充実や学習 環境の整備	学校施設・設備の毎月1回の安全点検の実 施とその対応	B			A
55					授業でICT機器の有効活用ができる教育環 境の整備	A			
56					長期休業中にWi-Fi環境がない家庭へのオ ンライン学習ができる環境の整備	A			
57					基山小学校特別支援学級の校舎(教室)増 設	A			
58					基山中学校の特別支援学級の増加に伴う エアコンの増設	A			

事業 番号	項目	施策の展開	取組方針	事業名	R5 評価	施策 評価	総合 評価
59	Ⅰ.「生きる力」を 育む学校教育の 推進と教育環境 の充実	(5)教育を支える 人材と環境の 整備	危機管理能力、危険予測能力、 危機回避能力等の向上を図る 取組	不審者対応の避難訓練による危機管理意 識の育成	A	A	A
60				ヘルメットの購入補助による交通安全意識 の高揚	A		
61				大雨、洪水等が発生した場合の危険箇所の 児童生徒への周知	A		
62			地域とともにある学校づくりの推 進	学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を 生かした地域との連携強化	A	A	
63				地域資源・人材を生かした環境美化活動、 体験活動等の実施	A		
64			学校規模の適正化に関する周 知等の徹底	入学前の園児に対する制度周知徹底	A	A	
65				小学校2校の学校規模の適正化へ向けた 取組の継続	A		
66				制度利用者への制服代の援助制度、コミュ ニティバス代補助の周知徹底	A		
67				若基小学校のさらなる魅力アップに関する 検討	A		
68			教職員の多忙化問題の解消	長期休業中の学校閉庁日の設定	A	A	
69				電話対応可能時間を設定	A		
70				下校時刻等の見直しによる残業時間の縮減	A		
71			就学援助制度や育英資金等の 周知徹底	保護者説明会、広報きやま等を活用し、就 学援助や育英資金制度について周知の徹 底	A	A	
72	Ⅱ. 豊かな文化遺 産・伝統文化の保 存と継承	(1)文化遺産・ 伝統文化の保 存と継承	文化遺産の調査・研究及び適 切な保存活用	特別史跡基肆城跡保存整備基本設計前期 計画の策定	A	A	A
73				基山町歴史的風致維持向上計画に基づく 事業の検討	A		
74				文化財調査の成果に関する報告書の作成	B		
75				町内遺跡出土品の保管場所の移動(若基 小学校倉庫)	A		
76			学ぶ機会の創出	文化財・文化遺産の調査や整理などの成果 を活かした普及啓発	A	A	
77				ふるさと基山を愛する児童生徒を育てるコン クール等の実施	A		
78				各区公民館、小中学校での出前授業の実 施	A		

事業 番号	項目	施策の展開	取組方針	事業名	R5 評価	施策 評価	総合 評価
79	Ⅱ. 豊かな文化遺産・伝統文化の保存と継承	(1)文化遺産・伝統文化の保存と継承	伝統芸能や地域の祭事継承のための担い手育成等	町指定重要無形民俗文化財「御神幸祭、園部くんち」の町民への周知	B	A	
80				基山町民俗芸能保存会を通じた町内外への周知及び用具整備などの次世代継承への支援	A		
81			地域人材の活用と町民活動への支援	ボランティアガイドの育成と活動への支援	A	A	
82				きやま創作劇の活動への支援	A		
83		(2)文化財の活用と魅力発信	基肄城跡の魅力発信	基肄城跡関係に関するホームページ記事の情報整理及び情報発信	A	A	A
84				基肄城跡に関するパンフレット、ポスター等の作成	A		
85			登山道整備や看板設置等の環境整備	山頂や南門跡及び登山道整備に関する基本設計の作成	A	A	
86				地元ボランティア団体との連携による既存看板等の修復	A		
87			県や近隣自治体との連携強化	近隣の市町と連携したボランティアガイド講習会の開催	A	A	
88				基山(きざん)に関するコンクール作品等の県と連携・協力による展示会の実施	B		
89			文化財、地域人材等を生かしたまちづくりの推進	木山口の景観基準の作成及び街並み環境整備の実施	A	A	
90				歴史的建造物(天智天皇欽仰之碑)調査の実施と文化遺産を活用したイベントの開催	A		
91	Ⅲ. オール基山で子供を育む教育の推進	(1)感動体験・成功体験を積む教育の推進	多様な体験活動の推進による感動体験・成功体験の育成	お茶摘み体験、しめ縄づくり、田植え、稲刈り、餅つき体験等の実施	A	A	A
92		(2)きやま式伴走型支援の強化	関係各課及び児童相談所や医療機関等と連携の強化による支援の充実	必要に応じて関係者を集めて、ケース会議の実施	A	A	A
93				学校と関係各課、関係各機関との連携及び情報交換	A		
94		(3)防災・防犯・交通安全の意識の向上	通学路点検等を適宜実施と交通安全教室等による指導の充実	各学校、PTA、地域と危険箇所の把握と通学路合同点検の実施	A	A	
95				各学校における交通安全教室の実施	A		

事業 番号	項目	施策の展開	取組方針	事業名	R5 評価	施策 評価	総合 評価
96	Ⅲ. オール基山で 子供を育む教育 の推進	(3)防災・防犯・ 交通安全の意 識の向上	大規模自然災害や未知の感染 症等に備えた防災教育等の充 実	火災や地震を想定した避難訓練の確実な実 施	A	A	A
97				大雨、台風時の河川へ近付かない等につい て適宜指導	A		
98				感染症等に備えた予防対策及び保健指導 の徹底	A		

令和5年度基山町教育委員会事務事業点検・評価に関する有識者会議における意見書

基山町教育委員会の令和5年度における事務事業の点検及び評価について、令和6年7月31日に会議を行い、『令和5年度教育委員会事務事業点検・評価報告書』の内容を慎重に検討協議した結果、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、下記のとおり意見を述べる。

◆ 「生きる力」を育む学校教育の推進と教育環境の充実

事業名：家庭学習の「習慣化」を図るための宿題等の工夫

家庭学習の習慣化を図るために、保護者に対し、子供たちの生活習慣の大切さについての啓発や意識付けをより頻繁に行うことはできないか。特に中学生については、スマホ利用に多くの時間を費やしているという話をよく耳にする。スマホは大変便利な反面、長時間利用による学習時間の減少、学力の低下、集中力の低下、メンタルへの影響など、多くの弊害がある。保護者に対して、最新のデータをもとに、より説得力のあるメッセージを頻回に伝えることで、保護者自身に危機感を抱かせる必要がある。それによって、家庭でのスマホ利用のルール作り（使用時間、使用場所、SNSの使い方など）と、その遵守の徹底が見込まれ、家庭学習の時間の確保につながるのではないかな。

事業名：一人一台端末へのドリル学習ソフトの導入とその積極的な活用

一人一台端末の利活用については、宿題だけではなく、授業での利用が進んでいるということで良い取組だと思う。今後を見据え、端末を常に利用できるようにし、「学習ツールの一つとして必要な時にいつでも使う」という状況にし、個別最適な学びを促進できるとよい。

事業名：子供たちの発達段階に応じ、多様な考え方や生き方があることを知らせるための読書の推奨

読書は、多様な考え方や生き方を知る心の育みに重要な役割を持つと同時に、多様な文章に触れることで読解力の向上にも役立つ。特に近年は、中学受験、高校受験問わず、全科目の問題文が長文化しており、読解力を身に着けることが全科目の学力向上に向けて必要不可欠となっている。基山町に限らず、日本全体の問題だとは思いますが、中学生の読書量は、小学生に比べると少ない傾向にあるため、特に中学生の図書の貸出冊数をどう増やすか、検討する必要がある。

事業名：特別支援学級支援員の確保及び専門性を高める研修会の実施

特別支援学級の子供たちには、その特性に精通した支援員が指導にあたることが望ましい。支援員の人数の確保だけでなく、研修を定期的の実施するなど、その専門性を高める取組を行って欲しい。

事業名：英語検定補助金制度を利用した受験の推奨

まだこの補助金制度について知らない家庭がある可能性がある。英語力の大切さや英語検定をもっておくことのメリットなどを含め、より受験者を増やすようにチラシの作成なども含めて周知の仕方を検討してはどうか。

事業名：日本語の個別指導を必要とする児童生徒への特別非常勤講師による個別支援の実施

外国籍の児童生徒が今後も増加してくる見込みである。言語だけでなく、生活習慣の違いや集団生活への対応についても考えていく必要がある。

◆ **豊かな文化遺産・伝統文化の保存と継承**

事業名：町内遺跡出土品の保管場所の移動（若基小学校倉庫）

若基小の倉庫に出土品を保管するスペースがまだ確保できているうちはいいが、今後も出土品は増えていくと思うので、追加の保管場所の検討が必要である。また、貴重な出土品については、適切に保管するだけでなく、展示するなどして活用していくことが大切である。

事業名：町指定重要無形民俗文化財「御神幸祭、園部くんち」の町民への周知活動等

サポーター参加が不足している状況である。町民の中にも、「御神幸祭、園部くんち」の存在を知らない方がいる。その周知について方法を工夫して行っていくことが必要である。また、後継者やサポーター不足解消に向けた支援方法についても検討していきたい。

事業名：山頂や南門跡及び登山道整備に関する基本設計の作成

草スキー広場周辺にゴミが先日あったので、定期的な清掃活動の検討を行っていたきたい。

◆ **オール基山で子供を育む教育の推進**

事業名：各学校、PTA、地域と危険箇所の把握と通学路合同点検の実施

通学路合同点検において、過去にも点検箇所として挙がっていた所が、再度点検箇所として挙がるが多々ある。PTA 側が希望した点検箇所について、どういった対応がなされたのか、また対応できなかった箇所にはどんな理由があったのか、年度毎に、確実に学校やPTAにフィードバックして欲しい。フィードバックが得られることで、点検希望箇所の書類作成の効率化も図れ、また学校やPTAに通学路合同点検の意義がしっかりと伝わり、より有意義な事業となるのではないかな。

今回、令和5年度教育委員会事務事業点検・評価報告書において意見を述べる機会を得たが本報告書については、全体として正当に評価されているのではないかと考える。今後とも教育委員会の事務事業の推進に邁進されるよう期待する。

令和6年8月8日

基山町教育委員会 様

園 木 春 義 

寺 崎 貴 公 

天 野 雪 子 